

各地域農業再生協議会 御中
 各市町村経営所得安定対策担当課 御中
 各農業協同組合営農担当課 御中
 各農林振興センター 御中

富山県農林水産部農産食品課

豪雨等に伴う収穫皆無ほ場への水田活用の直接支払交付金について

8月末の豪雨や18号台風により、県内の一部地域ではそば等の作付け間もない農作物の冠水被害による収穫皆無等が発生しているところです。

一方、水田活用の直接支払交付金（産地資金を含む）については、実施要綱等に基づき作付面積に対して交付されるものであることから、作付け等が可能になった段階で再播種等を行うことが基本となります。しかしながら、その後のほ場条件等により再播種や作付けが困難であり収穫皆無の場合、一定の条件を満たすことで交付対象とすることが可能とされています。

つきましては、農業者等に周知の上、該当がある場合は対象作物毎に地域、面積、被害の状況等を整理し、北陸農政局富山地域センターに予めご相談願います。

なお、大きな被害があったものの、ある程度の収穫が見込まれる場合は、その後も適正な栽培管理が行われることを条件に交付が認められます。

被害の状況	水田活用の直接支払交付金 (産地資金を含む)	畑作物の直接支払交付金 (営農継続支払)
収穫皆無と見込まれる場合	富山地域センターに対応を相談 (対象作物毎に地域、面積、被害の状況等)	
ある程度の収穫が見込まれる場合	地域再生協は、「適正な栽培管理」が行われていたことを確認	収穫後、富山地域センターに協議 (生産数量目標の1/2に満たない場合、「生産数量目標を大きく下回ったこと理由書」及びその根拠資料を提出)

【参考】農業者戸別所得補償制度実施要綱（抜粋）

第7の5 水田活用の直接支払交付金

(7) 捨てづくりの防止策等

- ④ なお、本交付金の交付申請者が、自然災害等によって、交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができず、出荷・販売状況が分かる書類を提出できなかつた場合については、
- ア その原因が自然災害等によるものであることが交付申請者の提出書類（自然災害等ごとに、地域センター長等が本交付金の交付対象となるかどうかを確認するため、提出を求める書類）で確認できること
- イ 当該自然災害等の発生以前においては、通常の肥培管理等が行われていたことが確認できること
- を条件として、当該自然災害等が発生した年産に限り、本交付金の交付対象とすることができることとします。

【自然災害による収穫皆無の証明に必要な書類（例）】

- ・ 営農計画書写し
- ・ 種子・資材の購入伝票
- ・ 播種等の作業日誌
- ・ 被害状況の写真・新聞記事
- ・ 第三者（JA組合長等）による証明書 など